

しが環境ビジネス推進ネットワーク 分科会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、しが環境ビジネス推進ネットワーク規約（以下「規約」という。）第8条に基づき、会員の一部等により組織された分科会を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 分科会は、しが環境ビジネス推進ネットワーク（以下「組織」という。）の会員間で、具体的なビジネス案件の組成やチーム形成など環境ビジネスの推進に向け、知見の共有や検討、具体的な取組等を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 分科会は、前条の目的を達成するために活動を行う。その活動は組織の正式な活動と称することができる。

2 分科会の活動に関する会議の開催及びその調整等は、各分科会が行うものとする。

(設置)

第4条 分科会の設置を希望する会員（以下「提案者」という。）は、「しが環境ビジネス推進ネットワーク分科会設置提案書」（以下「設置提案書」という。）を規約第7条に規定する事務局に提出することにより分科会の設置を提案することができる。

2 事務局は、前項の規定により提案があった内容を確認し、承認の可否を決定する。

事務局から提案者への確認連絡をもって分科会が設置されたものとする。

ただし、提案の内容が次のいずれかに該当する場合は設置を認めない。

(1) 組織の趣旨にそぐわない場合

(2) 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合

(3) 社会的妥当性を欠く場合

3 提案者は、前項に規定する事務局の確認後、分科会の参加者を募る。

(組織)

第5条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。ただし、分科会活動を実施するにあたり、必要な場合は、メンバーの合意を得たうえで、会員以外の者を参加させることができる。

2 分科会は、2者以上で構成する。

3 メンバーの募集は、設置後も随時行うことができる。新たなメンバーを加える場合は、分科会の代表者が判断する。

4 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第12条を遵守すること。

(代表者)

第6条 分科会に、メンバーのうちから代表者1名を置く。

2 代表者は、分科会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー)

第7条 分科会は、必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。オブザーバーは会議に出席し、意見を述べることができるが、意思決定には参加できない。

2 分科会へのオブザーバーの参加可否は代表者が判断する。

(設置期間)

第8条 分科会の設置期間は、設置日から当該年度末とする。

2 設置期間の延長を希望する場合、代表者は「しが環境ビジネス推進ネットワーク分科会活動報告書」(以下「活動報告書」という。)内、継続希望欄を記載することとする。

(変更)

第9条 分科会の活動内容や組織体制等について変更が生じた場合、代表者は、直ちにその変更内容を反映した提案書を事務局に提出するものとする。

(廃止)

第10条 代表者の申し出により、分科会を廃止することができる。代表者は、申し出後、活動報告書を速やかに事務局へ提出しなければならない。

2 事務局は、分科会の活動実績がない又は分科会が第2条の目的を果たしていないと判断するときは、当該分科会を廃止することができる。

(活動報告)

第11条 分科会は、年度末(3月末)までに、活動報告書を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務局は必要に応じて、分科会活動により生じたアイデアや知見、その他の成果(以下「成果」という。)について、報告を求めることができる。

3 分科会は、前項の規定により事務局から報告を求められた場合には、速やかにその求めに応じなければならない。

(費用)

第条 会議等の分科会運営に要する費用は、メンバー間での自己負担とする。

(秘密保持)

第12条 代表者はメンバー及びオブザーバーが分科会活動により知り得た他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバー及びオブザーバーの情報管理に関して責任を負い、分科会における秘密情報の漏洩がないように努める。

(活動成果等の取扱い)

第13条 分科会の活動計画、活動報告及び成果は、事務局を通じて会員に共有され、会員及び事務局は、成果を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分科会は、成果について会員に共有すること、会員及び事務局が成果を利用することが望ましくない内容が含まれると判断したときは、事務局と成果の取扱いについて協議し、事務局が、当該成果を利用、共有することが望ましくない

判断するときは、これを利用、共有しないものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、代表者と事務局との協議の上、必要に応じて代表者が別に定める。

2 前項により定めた内容については、代表者は事務局に報告するものとする。

付 則

この規約は、令和8年3月12日から施行する。